

令和6年度 静岡県 AI 活用画像コンテンツ生成サービス業務仕様書

1 事業の目的

伝わる広報を実現し、県民等の県政への興味関心や理解を高めるため、本県のホームページや SNS 等で使用する画像コンテンツを生成する AI サービスを導入し、分かりやすく情報を発信する。

2 業務の内容

(1) AI 活用画像コンテンツ生成

若年層を中心とした幅広い年代をターゲットにホームページや SNS 等でわかりやすく情報発信を行うため、AI を搭載したシステムを利用して、各事業の内容を要約した、正確かつデザイン性の高い画像コンテンツを年間 600 枚相当生成する。

画像コンテンツの納品(1 回目)は作成依頼日の翌営業日までとする。納品した画像コンテンツに修正やデザインに関する要望があった場合は、速やかに対応する。

システムは、契約から 30 日以内に利用を開始できるようにする。

(2) 研修の実施

職員がサービスを円滑かつ効果的に利用できるよう職員向け研修を実施する。

(3) 報告書作成

事業の効果測定(生成画像コンテンツを利用したウェブページや SNS の運用状況等)を行い、毎月報告書を速やかに提出する。

3 その他の留意事項

(1) 実施体制

ア 受託者は本事業を推進し全体の責任をとる実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

イ 実施責任者は、静岡県の担当者と十分な意志疎通が図れる者とし、契約期間を通じて、緊密な連携と調整を図ること。

(2) 秘密保持等

ア 静岡県及び受託者は静岡県個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。

イ 受託者は、この業務の遂行の過程で知り得た秘密を、県が公表するまで他に漏らしてはならない。

ウ 万が一、個人情報の漏洩に伴い静岡県に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。

エ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 著作権等

ア 本業務により作成された成果物の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27

条及び第 28 条の権利を含む。)は、静岡県に帰属するものとする。

イ 静岡県は、受託者の著作権者人格権の同一性保持権に抵触しない範囲内で、成果物の変更を行うことができるものとする。

ウ 定めのない事項については、双方誠意をもって協議し解決にあたる。

エ 県は、本著作物を利用するに当たって、著作者の表示をすることを要しない。

オ 受注者は第三者が有する著作権や商標権等の権利を侵害しないものであることを保証すること。また、他者の著作権侵害など知的財産権等に関わる問題が生じた場合は、受注者が全責任を負うこと。

(4) その他

ア 上記に基づいて、契約を締結する。

イ 契約後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。また、当仕様書に記載されていない事項または疑義が生じた場合は、静岡県と受託者の協議により決定するものとする。